

平成 28 年度 佐井村一般廃棄物最終処分場水質検査結果表

施設名		佐井村不燃物埋立最終処分場																	
所在地		青森県下北郡佐井村大字佐井字原田62番地150																	
試料採取場所		佐井村一般廃棄物最終処分場																	
試料採取種類		地下水																	
検査項目	単位	基準値	平成28年度																
			4月21日	5月12日	6月20日	7月25日	8月25日	9月20日	10月19日	11月14日	12月26日	1月19日	2月20日	3月16日					
試料採取した年月日	—	—	4月21日	5月12日	6月20日	7月25日	8月25日	9月20日	10月19日	11月14日	12月26日	1月19日	2月20日	3月16日					
水質検査結果が得られた年月日	—	—	5月10日	5月24日	7月5日	8月9日	9月8日	10月5日	11月4日	12月6日	1月17日	1月30日	3月3日	3月30日					
1	アルキル水銀	mg/L	検出されないこと												不検出				
2	総水銀	mg/L	0.0005以下												不検出				
3	カドミウム	mg/L	0.01以下												不検出				
4	鉛	mg/L	0.01以下												不検出				
5	六価クロム	mg/L	0.05以下												不検出				
6	砒素	mg/L	0.01以下												不検出				
7	全シアン	mg/L	検出されないこと												不検出				
8	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと												不検出				
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下												不検出				
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下												不検出				
11	ジクロロメタン	mg/L	0.02以下												不検出				
12	四塩化炭素	mg/L	0.002以下												不検出				
13	1・2ジクロロエタン	mg/L	0.004以下												不検出				
14	1・1ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下												不検出				
15	1・2ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下												不検出				
16	1・1・1トリクロロエタン	mg/L	1以下												不検出				
17	1・1・2トリクロロエタン	mg/L	0.006以下												不検出				
18	1・3ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下												不検出				
19	チウラム	mg/L	0.006以下												不検出				
20	シマジン	mg/L	0.003以下												不検出				
21	チオベンカルブ	mg/L	0.02以下												不検出				
22	ベンゼン	mg/L	0.01以下												不検出				
23	セレン	mg/L	0.01以下												不検出				
24	水素イオン濃度	—	5.8~8.6												7.1				
25	電気伝導率	mS/m	—	41	50	43	42	33	43	45	41	39	37	48	28				
26	塩化物イオン	mg/L	—	84	110	90	84	89	81	59	80	85	84	110	83				
27	有機物等(TOC)	mg/L	—												1.2				
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下												0.0035				
29	1・4ジオキサン	mg/L	0.05以下												不検出				
30	塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002												不検出				

※28:ダイオキシン類については試料採取年月日は平成28年10月21日、水質検査結果が得られた日は平成28年11月14日です。(地下水・放流水)

試料採取種類	放流水		平成28年度															
	検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日														
				4月21日 5月10日	5月12日 5月24日	6月20日 7月5日	7月25日 8月9日	8月25日 9月8日	9月20日 10月5日	10月19日 11月4日	11月14日 12月6日	12月26日 1月17日	1月19日 1月30日	2月20日 3月3日	3月16日 3月30日			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと											不検出				
2	水銀及びその他の水銀化合物	mg/L	0.005以下											不検出				
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下											不検出				
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下											不検出				
5	有機燐化合物	mg/L	1以下											不検出				
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下											不検出				
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下											不検出				
8	シアン化合物	mg/L	1以下											不検出				
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下											不検出				
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下											不検出				
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下											不検出				
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下											不検出				
13	四塩化炭素	mg/L	0.02以下											不検出				
14	1・2ジクロロエタン	mg/L	0.04以下											不検出				
15	1・1ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下											不検出				
16	シス1・2ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下											不検出				
17	1・1・1トリクロロエタン	mg/L	3以下											不検出				
18	1・1・2トリクロロエタン	mg/L	0.06以下											不検出				
19	1・3ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下											不検出				
20	チウラム	mg/L	0.06以下											不検出				
21	シマジン	mg/L	0.03以下											不検出				
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2以下											不検出				
23	ベンゼン	mg/L	0.1以下											不検出				
24	セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下											不検出				
25	ほう素及びその化合物	mS/m	50以下											0.3				
26	ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下											0.2				
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下											2.4				
28	水素イオン濃度	—	5.8～8.6	8.1	8.0	8.0	8.2	8.2	7.9	8.3	8.5	7.2	8.0	7.5	7.7			
29	生物化学的酸素要求量	mg/L	160以下	1.6	1.1	0.6	2.2	2.6	1.9	2.1	0.6	0.6	1.6	1.3	1.0			
30	化学的酸素要求量	mg/L	160以下	2.2	1.8	2.3	2.9	4.6	3.5	2.7	3.2	3.3	2.7	2.8	2.1			
31	浮遊物質	mg/L	200以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1	1未満	1未満	不検出	2	1未満	6	1			
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/L	5以下											不検出				
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/L	30以下											不検出				
34	フェノール類含有量	mg/L	5以下											不検出				
35	銅含有量	mg/L	3以下											不検出				
36	亜鉛含有量		2以下											不検出				
37	溶解性鉄含有量	mg/L	10以下											不検出				
38	溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下											不検出				
39	クロム含有量	mg/L	2以下											不検出				
40	大腸菌群数	個/cm3	3,000以下											0				
41	窒素含有量	mg/L	120以下	1.5	1.4	1.5	2.6	1.2	1.8	2.1	2.7	1.5	1.8	0.84	1.2			
42	燐含有量	mg/L	16以下											0.01				
43	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下											0.00096				
44	1・4ジオキサン	mg/L	0.5											不検出				

備考「検出されないこと」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。